



答申第535号
平成27年12月15日

神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年12月1日付け神保障障第3788号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の
情報項目の追加及び自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

- 1 重度心身障害者の移転支援施策として新たに燃料費助成を実施するにあたり、移転支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の個人情報項目を追加すること、および新たに燃料費助成支払口座管理システムを構築することは、対象者への助成金支払の適正かつ迅速な事務処理を行うことができ、市民サービスの向上の観点から不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

移動支援助成システム（旧重度心身障害者タクシー利用助成システム）の
情報項目の追加及び自動車燃料費助成支払口座管理システムの構築について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

【情報追加の項目】

- ・ 事業項目（タクシー・燃料費）
- ・ 燃料費助成金額
- ・ 請求書受領日

【自動車燃料費助成交付者情報】

- ・ 氏名（カナ・漢字）
- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 福祉施策受給者番号
- ・ 銀行番号
- ・ 銀行名
- ・ 支店番号
- ・ 支店名
- ・ 預金種目
- ・ 口座番号
- ・ 受取人名（カナ）
- ・ 振込金額